

横浜市社会福祉協議会

保育士修学資金貸付制度

- ◆あなたの「保育士への夢」を資金面から支援します。
- ◆保育士養成校卒業後に横浜市内の保育所等で「5年間継続勤務」すれば「貸付金返還が免除」になります。

その① 修学資金貸付金

貸付期間は原則「2年間」です。
(月額5万円上限、2年間で総額120万円上限)

その② 入学準備金 (20万円上限)

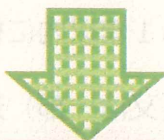
その③ 就職準備金 (20万円上限)

※入学準備金・就職準備金のための貸付はできません。

◆3制度で「最大**160万円**」まで貸付が可能

※入学準備金は入学した年度、就職準備金は卒業する年度に貸し付けます。

横浜市社会福祉協議会「保育士修学資金貸付制度」の
詳細はこちらへ



貸付の対象者等は裏面参照

本事業の実施は、令和7年度の横浜市予算が横浜市議会で議決されることを条件とします。

【お問い合わせ先】 (福) 横浜市社会福祉協議会 施設福祉課
電話：045-201-2219
メール：hs-shikin@yokohamashakyo.jp

■ 保育士修学資金貸付制度とは

保育士が不足しているという現状に対応するため、国の政策として保育士修学資金貸付制度が始まりました。保育士を目指す学生が、何らかの事情により資格を取得するための学費等を支払うことが困難な状況にある場合に修学資金を貸し付ける制度です。

この制度は、指定保育士養成校を卒業し、保育士登録をした日から1年以内に横浜市内の指定施設において就職し、保育士業務に5年間継続して従事することで、全額返還が免除されます。

■ 保育士修学資金貸付制度の概要について

◆ 対象者

指定保育士養成校に在学する学生（当該年度の卒業見込み者）のうち、次のア～オの要件を全て満たしている方

ア 卒業後、横浜市内の指定施設（認可保育所、乳児院等）において5年以上継続して

保育士業務に従事する意思がある方

イ 在学する養成校の推薦を得られる方

ウ 家庭の経済状況等から、真に本修学資金の貸付けが必要と認められる方

エ 同種の修学資金を借り受けていない方

オ 外国籍の場合は、申込時の在留資格が「永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」である方

◆ 貸付期間

卒業年次を含む24か月を限度とする

※正規の修学期間が24か月を超える養成施設に在学している場合はご相談ください。

◆ 申込期限(締切日が休日の場合、翌営業日)

一次受付：6月30日まで

二次受付：10月1日～1月5日まで

(各月末に締切、翌月に審査)

※年度の貸付予定枠数(50件)を超えた時点で、受付を終了します。

◆ 貸付金額(※各々要件あり)

・修学資金 月額5万円上限(総額120万円上限)

・入学準備金、就職準備金あり(各20万円上限)

※修学資金の送金は年に2回。準備金のみのお申し込みはできません。

◆ 連帯保証人

・国内に居住する貸付申請時に20歳以上で、原則65歳未満の独立生計を営み、外国籍の場合は、在留資格が永住者であること。

◆ 返還免除

養成校卒業後、保育士登録した日から1年以内に横浜市内の指定施設において保育士業務に就き、5年間継続して勤務した場合

※上記内容を満たさない場合は、全額(又は一部)返還となります。

◆ 申込方法

在学する養成施設から申込用紙を入手し、必要書類を添付のうえ、養成施設を通じて。

■ お問い合わせ先

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 施設福祉課

【住所】〒231-8482 横浜市中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター7階

【TEL】045-201-2219 【FAX】045-201-1661

【E-mail】hs-shikin@yokohamashakyo.jp

【受付時間】月～金曜日、午前9時～午後5時

※土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く